

令和2年度 固定資産税の縦覧

◆縦覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の納税者が自分の所有する土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較して適正であると確認するため、市内の全ての土地・家屋の価格等を記載した帳簿を縦覧することができる制度です。

帳簿の種類	縦覧できる人	縦覧できる項目
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の納税者とその同居の親族	土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の納税者とその同居の親族	家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間＝4月1日(水)～4月30日(木)の8時30分～17時15分(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)

縦覧場所＝税務課 固定資産税第1係・第2係(市役所1階107番窓口)

持ち物＝本人と確認できるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

◆閲覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の所有者が、自分の所有する資産についての固定資産課税台帳を確認できる制度です。また、借地人・借家人などが、使用または収益の対象としている固定資産について、課税内容を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧場所＝税務課 固定資産税第1係・第2係(市役所1階107番窓口)

持ち物＝本人と確認できるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

※借地人・借家人などが閲覧を希望する場合は、賃貸借関係が証明できるものも必要です。

※閲覧には手数料が必要です。

問合せ＝税務課 固定資産税第1係・第2係(内線284～287)

清掃センター 休日業務のご案内(3月)

月日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付
3/20(金) 春分の日	休み	9:00～12:00

※不燃物ごみの収集日の変更はありません。

問合せ＝清掃センター(☎53-3463)

在宅障害者交通費補助金のお知らせ(1～3月分)

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費(年4回のうち、1～3月分)を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

①市内に住所を有している人

②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人

③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関(電車・バスに限る)を利用した場合の交通費の4分の3とし、上限額は1ヵ月あたり1万円となります。

申請書配布期間＝3月18日(水)～4月3日(金)

申請書受付期間＝3月30日(月)～4月3日(金)

申請・問合せ＝市社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・☎55-0986)(土・日曜と祝日を除く、8時30分～17時15分)

第67回大和郡山市 都市計画審議会の開催について

日時＝4月9日(木) 14時～

場所＝市役所 3階 議会第1委員会室

内容＝・第1号議案 大和都市計画公園の変更案について(大和郡山市決定)

・第2号議案 特定生産緑地の指定案について

・第3号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について(大和郡山市決定)

・報告事項1 奈良県中央卸売市場の再整備について

・報告事項2 第3次大和郡山市都市計画マスタープランの策定について(中間報告)

※案件については、変更になる場合があります。

傍聴の申込＝会議の当日、13時～13時30分の間に、市役所3階の第1委員会室前にて傍聴申出書に名前・住所を記入して申し込んでください

※定員10名のため、定員を超える場合は抽選にて傍聴者を決定します。

問合せ＝都市計画課(内線674)

